

(仮 訳)

2020 年 10 月 1 日

証券監督者国際機構

日本証券業協会

## IOSCO 市中協議報告書「アウトソーシングに関する原則 (Principles of Outsourcing)」に 対する意見について

日本証券業協会<sup>1</sup>は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が 2020 年 5 月 28 日に公表した市中協議報告書「アウトソーシングに関する原則 (Principles of Outsourcing)」に対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝いたします。

本協会は、前回アウトソーシングに関するレポートが公表された 2009 年以降、証券市場に関連する環境やビジネスモデルの大きな変化などによってアウトソーシングに関する状況が変化していることを理解しています。そのような状況の変化に対応して IOSCO がアウトソーシングに関する原則を見直すために、一連の作業にご尽力されていることに敬意を表し、市中協議文書で提案されている内容には概ね賛同いたしますが、新たに定められるこれらの原則が、証券会社と委託先業者の実情により即した、より実効性のあるものとなるよう、会員証券会社から寄せられたコメントを提出いたします。これらのコメントを、これらの原則のさらなる検討において、十分に考慮していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 第 3 章 基本的な指針 I. アウトソーシングタスクの下請け

サービスプロバイダーは下請け業者のサービスを利用してアウトソーシングタスクを実行できますが、規制対象事業体は、事前の承認なしの下請契約は許されないようにしておく必要があります。

#### (意見)

・再委託における事前承諾が必要であることを明文化してあらかじめ合意しようとしても、クラウド利用のようなサービス形態の場合、サービスプロバイダーが再委託することの開示を認めないケースもあります。その場合、委託先が再委託先をどのように管理・チェック

---

<sup>1</sup> 日本証券業協会 (日証協) は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認定された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約 490 社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関から組織されている。

しているか委託先に確認し、問題点が見つければ是正措置の交渉をする、といった対応も認められるべきだと考えます。

（質問 8）

外部委託業者と第三者プロバイダーの労働力のすべてまたはかなりの部分がリモートで作業している状況で、事業継続性のどのような対策が効果的ですか。特に、サイバーセキュリティと運用の回復力に関して、どのような対策を講じる必要がありますか。

（回答）

[サイバーセキュリティについて]

・非常時など、外部委託先の労働力がリモートで作業をしている場合についても、当該サービスについて、必要な入口・内部・出口対策を確認し、脆弱性診断の実施結果やその後の対応内容を確認することが一つの対策として有効であると考えられます。

[運用の回復力について]

・委託先・サービス提供者と SLA/SLO 等の書面で、運用の回復に関する内容を合意することが一つの対策として有効であると考えられます。

・ユーザー部門とサービス停止の可能性及びその時間と、代替運用手段について合意しておくことが一つの対策として有効であると考えられます。

（原則 5）

重大または重要なアウトソーシングタスクを単一のサービスプロバイダーに依存している場合、または 1 つのサービスプロバイダーが重要なアウトソーシングサービスを、自身を含む複数の規制対象事業体に提供していることがわかっている場合、規制対象事業体は、発生するリスクを認識し、それらを効果的に管理する必要があります。

（意見）

・複数の規制対象事業体が共通のサービスプロバイダーを利用している場合、オペレーショナルリスクはそれに応じて集中し、システミックリスクの脅威となる可能性があることは理解できますが、デューデリジェンスプロセス中に入手可能な情報のみでは、集中リスクを特定することは困難であると考えられます。本原則の実効性を向上させるために、各規制対象事業体が、サービスプロバイダーの状況に関する同一の情報を把握することを可能とする仕組みを構築することも検討すべきではないでしょうか。

（原則 6）

規制対象事業体は、規制当局、監査人、および事業体自体が、要求があれば、契約の遵守

および/または規制の監視に関連するアウトソーシングタスクに関する情報を迅速に取得できるように、必要に応じて、アウトソーシングされたタスクに関連するデータ、IT システム、施設、サービスプロバイダーの担当者へのアクセスを含む、適切な措置を講じる必要があります。

規制対象事業体は、サービスプロバイダーとの取り決めで、規制対象事業体へのサービスの提供、およびアウトソーシングされたサービスを管理および監督する主要な人員に関連する施設への規制当局による迅速なアクセスを提供する必要があります。

(回答)

・監査権の設定について、クラウドサービスの利用をしている場合には、難しい場合もあります。金融機関によっては、そのような場合においても、委託先・再委託先等を適切に管理するという目的達成のために、監査報告書の受領や、質問シートによる面談の実施等の手法で委託先を管理しているところもあり、やむを得ない場合はそのような代替手法も認められることを明確にしていきたい。

以 上